

区分	No.	質問	回答
申請全般	1	提出書類をすべてファイルに綴じる必要がありますか？	いいえ。ファイルに綴じる書類と綴じない書類がありますので、別表2「令和5・6年度 岩見沢市建設工事等競争入札参加資格申請書類一覧兼チェックシート」を確認してください。
建設工事等入札参加資格審査申請書	2	建設工事、設計等両方の登録を予定しているのですが、申請書もそれぞれ必要ですか？	いいえ。建設工事、設計等両方の登録を希望する場合の申請書（様式1）は1部で結構です。あわせて、納税証明書や印鑑証明書等共通する書類についても1部提出していただければ結構です。ただし、物品・役務の申請も同時に行う場合は物品・役務申請用にもう1部（コピー可）をご用意いただくこととなります。
付票	3	建設業退職金共済等に加入していないため、付票への記載、また加入・履行証明書を提出することができません。この場合はどうすればよいですか？	加入していることが要件ではないので未加入の場合は付票への記入は不要です。この欄が空欄になっている場合は、加入の有無を確認させていただきますので、加入していない理由等を記載した届出等の作成は不要です。
	4	建設業退職金共済に加入しているのですが、何を提出すればよいですか？	加入されている場合は付票に建退共番号、契約日を記入のうえ、建設業退職金共済組合発行の「建設業退職金共済加入・履行証明書」（1年間の掛金額がわかるもの）を提出願います。
	5	建設業退職金共済ではなく、中小企業退職金共済に加入しています。その場合には何を提出すればよいですか？	付票に中退共番号、契約日を記入のうえ、中小企業退職金共済事業本部発行の「加入証明書」を提出願います。
建設業許可の写し	6	建設業許可が資格の開始日（令和5年4月1日）前に切れてしまうのですが、どうしたらよいですか？	申請時には現在の許可の写しを提出していただき、新たな許可が届き次第、速やかに提出願います。提出方法は郵送でもかまいません。
工事経歴書	7	工事経歴書を電算で出しており、登録希望の支店等の実績が「その他」の中に含まれてしまいます。どうしたらよいですか？	登録希望の支店等の実績を確認させていただきます。手書きで構いませんので、欄外等にその支店等の実績を記載してください。
	8	建設工事は直前2年度、設計等は直前1年度決算分の実績とありますが、いつから起算して2年または1年ですか？	審査基準日（定期申請については令和5年1月1日、随時申請については申請しようとする月の初日）から2年または1年です。直前決算期末後の契約実績を提示する場合は手書きで追加して頂いて構いません。
工事経歴書	9	決算期に合わせて経歴書を作成した場合、決算期後に完成した工事実績を記載したい場合はどうすればよいですか？	令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査の際に工事（事業）経歴書において、実績を確認させていただいておりますが、工事においては令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に完成した工事実績を、業務においては令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に完了した業務実績を確認させていただいております。経歴書を決算期に依りて作成いただいた場合、この確認期間に該当する実績がないときは、上記期間の工事・業務の実績を欄外に追加して記載してください。

区分	No.	質問	回答
技術者名簿	10	手引きには道内関係分の技術職員を記載するように書かれていますが、道内に技術職員がいない場合はどうすればよいですか？	統一様式の手引きには「道内関係分」と書かれていますが、当市は登録を希望する事業所等に勤務する技術職員を記載していただくこととしております。たとえば本社で登録する場合は本社に勤務する技術職員を、支店等に委任する場合はその支店等に勤務する技術職員を記載してください。
	11	資格を持っていない技術職員がいるのですが、技術者名簿に掲載しなくてもいいですか？	いいえ。資格を持っていない方でも技術職員として雇用されている場合は技術者名簿に記載してください。
専任技術者証明書	12	専任技術者証明書は全営業所分必要ですか？	登録を希望する事業所等の専任技術者証明書を提出してください。たとえば本社で登録する場合は本社分の証明書を、支店等に委任する場合は委任先の証明書を提出してください。
発注者別評価届出書	13	格付対象工事（一般土木、舗装、建築、電気、管）の評価を希望しています。どんな書類を提出すればよいですか？	評価を希望される場合は、「建設工事競争入札参加資格における等級格付けについて」（別紙1）を確認していただき、「発注者別評価届出書（審2-1）」のほか、評価項目ごとに必要な書類を提出してください。「発注者別評価届出書」の提出がない場合は評価を受けることができません。
	14	技術点の評価を希望しています。必要な書類や注意事項にはどんなものがありますか？	技術点の評価を希望される場合は、「発注者別評価届出書（審2-1）」と「保有資格等申告書（審2-2）」を提出してください。「保有資格等申告書」は工種ごとに1枚ずつ作成してください。 評価は技術者一人につき一資格となります。複数の資格を有している場合は最も配点の高くなる資格を一つだけ記載してください。ただし、同一人を複数の登録工種に記載することができませんので、2工種以上の評価を受けることのできる資格を有している技術者がいる場合は、それぞれの工種に記載して構いません。また、この申告書に記載する技術者は入札参加資格の登録をする事業所等に勤務する技術者となります（本社で登録する場合は本社に勤務する技術者を、支店等に権限を委任する場合はその委任先に勤務する技術者を記載してください。）。 評価点の上限は100点となりますので、それぞれ合計が100点を超えるときは、それ以上の記載は必要ありません。
発注者別評価届出書	15	社会貢献点のうち「保護観察対象者等の就労支援」に対する評価を希望する場合は何を提出すればよいですか？	保護観察者等の就労支援に対する評価を受ける場合は、「発注者別評価届出書（審2-1）」と「協力雇用主登録・雇用実績証明書（審2-4）」の提出が必要です。「協力雇用主登録・雇用実績証明書」については札幌保護観察所長の証明が必要となります。必要事項を記載し、下記の場所で証明を受けた上で提出してください。 ***** 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎6階 札幌保護観察所（011-261-9225） ***** ※郵送での受付も可能。ただし、証明にあたって別途必要な書類がある場合もありますので、証明にあたって不明な点がある場合は直接、札幌保護観察所へお問い合わせください。

区 分	No.	質 問	回 答
	16	<p>社会貢献点の中に「奉仕活動又は地域貢献活動」に対する配点がありますが、具体的にはどんな活動が評価の対象となりますか？また評価を希望する場合に何を提出すればよいですか？</p>	<p>除排雪ボランティア、青少年健全育成等に関する寄付、ゴミ拾いや花植えなどです。防災協定や協力雇用主登録は別途評価項目がありますので、この活動には含みません。ただし、岩見沢市内でも活動のみを評価の対象としていますので、岩見沢市以外での活動を記載しても評価はされません。評価を希望される場合は、「発注者別評価届出書（審2-1）」と「社会貢献等申告書（審2-3）」のほか、その活動を客観的に確認できる資料（感謝状、新聞・広報記事等）を提出してください。</p>
<p>随時申請・変更・再審査</p>	17	<p>当初申請した工種等の変更・追加をする場合、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>申請工種等の変更、追加に関しては随時申請の対象となります。再度資格の有無について、審査することとなりますので、提出書類は定期申請と同様のものとなります。随時申請の日程については、ホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。</p>
	18	<p>当初申請した工種等を一部取り下げたいのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>申請工種等の取り下げ（削除）に関しては変更届の対象となります。提出する書類は道内市町村統一様式の様式12「競争入札参加資格審査申請書変更届」となりますので、変更事項に“工種を取り下げ”、変更前に取り下げする工種を記入し、提出してください。届出した月で削除となります。</p>
	19	<p>名簿への登載を取り下げたいのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>資格の取り下げに関しては変更届の対象となります。提出する書類は道内市町村統一様式の様式12「競争入札参加資格審査申請書変更届」となりますので、変更事項に“資格の取り下げ”と記入し、提出してください。届出した月の翌月1日以降、名簿から削除されます。</p>
	20	<p>受任先を解除し、今後は本社で入札等に参加したいのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>受任先の解除に関しては変更届の対象となります。提出する書類は道内市町村統一様式の様式12「競争入札参加資格審査申請書変更届」となりますので、変更事項に“受任先の解除”、変更年月日に受任先の解除年月日を記入し、提出してください。</p>